

エス ファンド

S-FUND (3ヶ月決算) C号

(愛称：マネーシャトルC号)

投資信託説明書（目論見書）2006.8



MUFG

三菱UFJ投信

※ 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

エス ファ ンド
S-FUND (3ヶ月決算) C号

(愛称：マネーシャトルC号)

投資信託説明書（交付目論見書）2006.8



MUFG

三菱UFJ投信

※ 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 当ファンドの受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

目 次

基本情報一覧

第一部 証券情報	申込手数料、申込単位 など	1
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
1 ファンドの性格	目的、仕組み など	4
2 投資方針	投資方針、投資対象、分配方針 など	6
3 投資リスク	リスク、管理体制 など	9
4 手数料等及び税金	費用、税金 など	11
5 運用状況	投資状況、純資産・分配・収益率の推移 など	14
6 手続等の概要	申込み、換金（解約）の手続き など	19
7 管理及び運営の概要	基準価額、信託期間、計算期間 など	20
第2 財務ハイライト情報	ファンドの経理状況（財務諸表の主な内容）	23
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	受益証券の名義書換・譲渡制限 など	26
第4 ファンドの詳細情報の項目	閲覧方法、記載項目 など	27

信託約款

用語集

この投資信託説明書（交付目論見書）により行う^{エス} -
 ファンド
 FUND（3ヶ月決算）C号の受益証券の募集については、
 委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の
 規定により有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財
 務局長に提出しており、平成18年2月21日にその効力が
 生じております。
 当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説
 明書（請求目論見書）は、投資家の請求により交付されま
 す。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求され
 た場合は、その旨をご自身で記録しておいてください。

発行者名	三菱UFJ投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 宮崎晃一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません

- 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 証券会社以外の金融機関は、投資者保護基金に加入していません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報 （11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

基本情報一覧

主 な 投 資 対 象	S - F U N D（3ヶ月決算）・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
投 資 方 針	主として、S - F U N D（3ヶ月決算）・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。 実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。 ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。
主 な 投 資 制 限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 その他の投資制限もあります。
主 な 投 資 リ ス ク	公社債の価格変動リスク 為替市場の相場変動リスク その他のリスクもあります。詳しくは本文をご参照ください。
信 託 期 間	平成20年12月20日まで
決 算 日	毎年3・6・9・12月の20日 （20日または21日のいずれかが休業日の場合は、20日以降の営業日で翌日も営業日である日のうち、20日に最も近い日を決算日とします。）
収 益 分 配	毎決算時に分配対象収益の中から、収益分配を行います。 ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。
信 託 報 酬	純資産総額の年1.1025%以下(税抜 年1.05%以下)～年0.01575%以下(税抜 年0.015%以下)

申 込 み の 受 付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日（決算日）に限定されます。
申 込 受 付 時 間	取得申込受付日（決算日）に限り、原則、午後3時（半日営業日は午前11時）まで 販売会社によっては、上記より早い時刻に締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
申 込 単 位	販売会社が定める単位
申 込 価 額	取得申込受付日（決算日）の基準価額
申 込 手 数 料	ありません。
換 金（ 解 約 ）の 受 付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解 約 単 位	販売会社が定める単位
解 約 価 額	解約請求受付日の基準価額 - 信託財産留保額 ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。
信 託 財 産 留 保 額	解約請求受付日の基準価額 × 0.5% ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。
解 約 代 金 受 取 日	原則、解約請求受付日から起算して4営業日目以降

解 受	約 付	請 時	求 間	原則、午後 3 時（半日営業日は午前 11 時）まで 販売会社によっては、上記より早い時刻に締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
--------	--------	--------	--------	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

お申込みの際には、当説明書をよくお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みください。

基準価額、解約価額、申込手数料、
申込単位、販売会社は、右記でも
ご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：毎営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス <http://www.am.mufig.jp/>
ホームページでは基準価額、解約価額のみご照会いただけます。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

エス・ファンド
S - FUND (3ヶ月決算) C号 (「ファンド」といいます。)
ファンドの愛称を「マネーシャトルC号」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

無記名式の追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

記名式への変更も可能です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日（ファンドの各計算期間終了日に限定されます。）の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：S - C）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufig.jp/>

（注）毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。

(5)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位は販売会社が定める単位とします。

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投資コースの場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

分配金再投資コースを選択した受益証券取得申込者が販売会社との間で積立方式による販売に関する契約を締結した場合、当該契約において規定する申込単位によるものとします。

（注）積立方式による販売の取扱いの有無は販売会社によって異なります。積立方式による販売の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。

(7) 【申込期間】

平成18年2月21日から平成19年2月20日までです。

ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日に限定され、申込みを受け付けた日に応じて以下の通りとなります。

申込みの受付	取得申込受付日
平成18年2月21日から平成18年3月22日まで	平成18年3月22日
平成18年3月23日から平成18年6月20日まで	平成18年6月20日
平成18年6月21日から平成18年9月20日まで	平成18年9月20日
平成18年9月21日から平成18年12月20日まで	平成18年12月20日
平成18年12月21日から平成19年2月20日まで	平成19年3月22日

(注) 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 毎営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

申込みを受け付けた販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要 信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

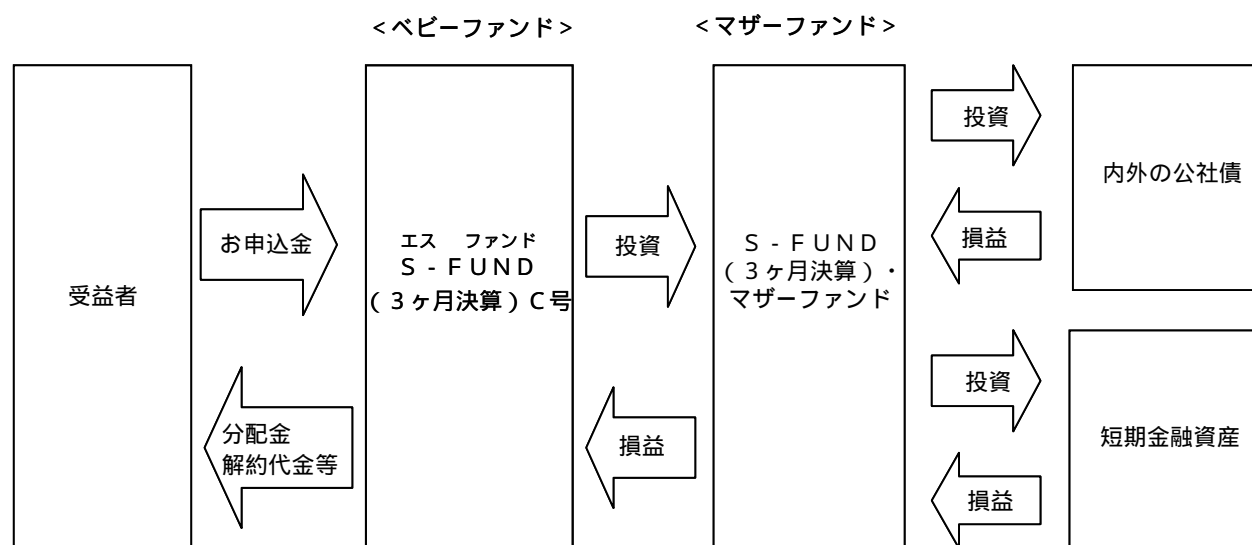
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。
信託金の限度額	5,000億円
ファンドの基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

<ファンドの特色>

1 内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。

- 運用はファミリーファンド方式により行い、S - FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の公社債および短期金融資産への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。
ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



2 公社債については、原則として、残存期間3年未満程度で、1社以上の格付機関から第3位（A格相当）以上の長期格付、または第2位（A - 2格相当）以上の短期格付を取得している債券を組み入れることとします。

* 委託会社がこれと同等の信用力を有すると判断する無格付の債券を含みます。

3 短期金融資産を組み入れることで、ファンド全体の実質的な平均デュレーション^(注)水準が、1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

(注)デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

4 外貨建資産を組み入れる場合、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

受益者	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
委託会社 三菱UFJ投信株式会社	信託財産の運用の指図、受益証券の発行等を行います。
↓ ↑	
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	信託財産の保管・管理等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益 有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成18年6月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況

（平成18年6月末現在）

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、S - FUND（３ヶ月決算）・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

<参考>

「S - FUND（３ヶ月決算）・マザーファンド」の投資方針

主として内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の平均デュレーション水準が1年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

S - FUND（３ヶ月決算）・マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）の受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。

また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。

<参考>

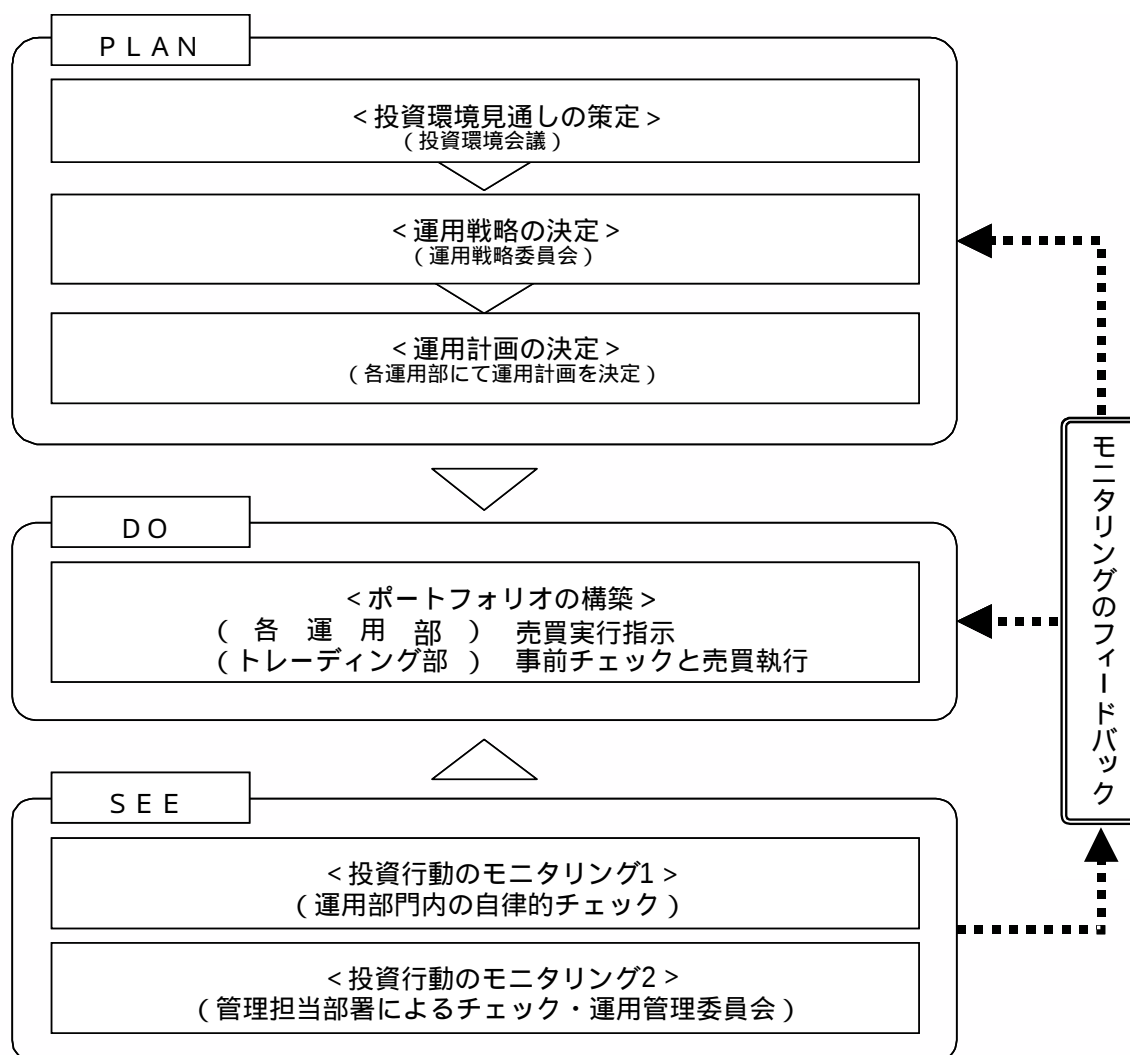
「S - FUND（３ヶ月決算）・マザーファンド」の投資対象

内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

なお、上記を含む有価証券へ主に投資するほか、コール・ローン等の短期金融商品等により運用を行います。

また、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定したファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

さらに、当社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

信託約款による規定

株式（株式を組入可能な投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限りません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えることとなった場合には調整を行います。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

信用取引の指図は行いません。

有価証券の借入れは行いません。

資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

< 参考 >

「S - FUND（3ヶ月決算）・マザーファンド」の投資制限

株式（株式を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限りません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上り等により30%を超えることとなった場合には調整を行います。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

信用取引の指図は行いません。

有価証券の借入れは行いません。

資金の借入れは行いません。

「投資信託及び投資法人に関する法律」による規定

委託会社は、その運用するすべてのファンドの合計において、同一法人の発行する株式を当該株式に係る議決権の総数の50%を超えて保有することとなる場合には、当該株式を取得しません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関わるすべてのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご注意ください。

市場リスク

(価格変動リスク)

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券を通じて、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

(為替変動リスク)

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券を通じて、外貨建資産である海外の公社債を主要投資対象としておりますが、原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

信用リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券を通じて、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係わる信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、主にマザーファンド受益証券を通じて、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

<その他の留意事項>

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する留意事項

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

資産規模に関する留意事項

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

申込み・解約請求等に関する留意事項

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約請求を取り消すことがあります。

信託期間に関する留意事項

当ファンドは、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、当社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

(価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.5%）が差し引かれます。

なお、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × に掲げる信託報酬率

毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。）の翌日から、翌月の最終営業日までに係る信託報酬率については、当該各月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じ、次に掲げる表の通りとします。

コールレート 平均値	信託報酬率（年率）	内 訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.02%未満	0.01575% 以下 (税抜 0.015%以下)	0.00252% 以下 (税抜 0.0024%以下)	0.01071% 以下 (税抜 0.0102%以下)	0.00252% 以下 (税抜 0.0024%以下)
0.03%未満	0.021% 以下 (税抜 0.02%以下)	0.00336% 以下 (税抜 0.0032%以下)	0.01428% 以下 (税抜 0.0136%以下)	0.00336% 以下 (税抜 0.0032%以下)
0.04%未満	0.02625% 以下 (税抜 0.025%以下)	0.0042% 以下 (税抜 0.004%以下)	0.01785% 以下 (税抜 0.017%以下)	0.0042% 以下 (税抜 0.004%以下)
0.05%未満	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)	0.00504% 以下 (税抜 0.0048%以下)	0.02142% 以下 (税抜 0.0204%以下)	0.00504% 以下 (税抜 0.0048%以下)
0.075%未満	0.0525% 以下 (税抜 0.05%以下)	0.0084% 以下 (税抜 0.008%以下)	0.0357% 以下 (税抜 0.034%以下)	0.0084% 以下 (税抜 0.008%以下)
0.1%未満	0.07875% 以下 (税抜 0.075%以下)	0.0126% 以下 (税抜 0.012%以下)	0.05355% 以下 (税抜 0.051%以下)	0.0126% 以下 (税抜 0.012%以下)
0.2%未満	0.13125% 以下 (税抜 0.125%以下)	0.021% 以下 (税抜 0.02%以下)	0.08925% 以下 (税抜 0.085%以下)	0.021% 以下 (税抜 0.02%以下)
0.3%未満	0.18375% 以下 (税抜 0.175%以下)	0.0294% 以下 (税抜 0.028%以下)	0.12495% 以下 (税抜 0.119%以下)	0.0294% 以下 (税抜 0.028%以下)
0.4%未満	0.21% 以下 (税抜 0.2%以下)	0.0357% 以下 (税抜 0.034%以下)	0.1428% 以下 (税抜 0.136%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
0.5%未満	0.23625% 以下 (税抜 0.225%以下)	0.0441% 以下 (税抜 0.042%以下)	0.16065% 以下 (税抜 0.153%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
1%未満	0.2625% 以下 (税抜 0.25%以下)	0.0525% 以下 (税抜 0.05%以下)	0.1785% 以下 (税抜 0.17%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
2%未満	0.315% 以下 (税抜 0.3%以下)	0.0735% 以下 (税抜 0.07%以下)	0.21% 以下 (税抜 0.2%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
3%未満	0.3675% 以下 (税抜 0.35%以下)	0.084% 以下 (税抜 0.08%以下)	0.252% 以下 (税抜 0.24%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
3.5%未満	0.42% 以下 (税抜 0.4%以下)	0.0945% 以下 (税抜 0.09%以下)	0.294% 以下 (税抜 0.28%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
4%未満	0.4725% 以下 (税抜 0.45%以下)	0.1155% 以下 (税抜 0.11%以下)	0.3255% 以下 (税抜 0.31%以下)	0.0315% 以下 (税抜 0.03%以下)
4.5%未満	0.525% 以下	0.126% 以下	0.3675% 以下	0.0315% 以下

コールレート 平均値	信託報酬率（年率）	内 訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
5%未満	（税抜 0.5%以下）	（税抜 0.12%以下）	（税抜 0.35%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.5775% 以下	0.147% 以下	0.399% 以下	0.0315% 以下
5.5%未満	（税抜 0.55%以下）	（税抜 0.14%以下）	（税抜 0.38%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.63% 以下	0.1575% 以下	0.441% 以下	0.0315% 以下
6%未満	（税抜 0.6%以下）	（税抜 0.15%以下）	（税抜 0.42%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.6825% 以下	0.1785% 以下	0.4725% 以下	0.0315% 以下
6.5%未満	（税抜 0.65%以下）	（税抜 0.17%以下）	（税抜 0.45%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.735% 以下	0.189% 以下	0.5145% 以下	0.0315% 以下
7%未満	（税抜 0.7%以下）	（税抜 0.18%以下）	（税抜 0.49%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.7875% 以下	0.21% 以下	0.546% 以下	0.0315% 以下
7.5%未満	（税抜 0.75%以下）	（税抜 0.2%以下）	（税抜 0.52%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.84% 以下	0.2205% 以下	0.588% 以下	0.0315% 以下
8%未満	（税抜 0.8%以下）	（税抜 0.21%以下）	（税抜 0.56%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.8925% 以下	0.2415% 以下	0.6195% 以下	0.0315% 以下
8.5%未満	（税抜 0.85%以下）	（税抜 0.23%以下）	（税抜 0.59%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.945% 以下	0.252% 以下	0.6615% 以下	0.0315% 以下
9%未満	（税抜 0.9%以下）	（税抜 0.24%以下）	（税抜 0.63%以下）	（税抜 0.03%以下）
	0.9975% 以下	0.273% 以下	0.693% 以下	0.0315% 以下
9.5%未満	（税抜 0.95%以下）	（税抜 0.26%以下）	（税抜 0.66%以下）	（税抜 0.03%以下）
	1.05% 以下	0.2835% 以下	0.735% 以下	0.0315% 以下
9.5%以上	（税抜 1%以下）	（税抜 0.27%以下）	（税抜 0.7%以下）	（税抜 0.03%以下）
	1.1025% 以下	0.3045% 以下	0.7665% 以下	0.0315% 以下
	（税抜 1.05%以下）	（税抜 0.29%以下）	（税抜 0.73%以下）	（税抜 0.03%以下）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。
したがって、実質的な信託報酬の配分は、前項の表の通りとなります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用は、信託財産から支払われます。

信託財産において解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行った場合、借入れの利息は、信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、次の通り課税されます。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

個人の受益者に対する課税

20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、10%（所得税7%および地方税3%）の優遇税率が適用となります。）。

なお、総合課税を選択することもできます。

解約・償還損については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

買取請求による換金の場合、買取差損益については、譲渡所得の取扱いとなります。

なお、買取差損益については、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます（平成16年1月1日から平成20年3月31日までは、7%（所得税7%）の優遇税率が適用となります。）。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあり両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

以上の内容は、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成18年6月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券			
S - FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド	日 本	590,847,994	99.95
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	286,121	0.05
純資産総額		591,134,115	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

< 参考 >

「S - FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド」全体の投資状況

平成18年6月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
特殊債券	日 本	300,137,084	15.10
社債券	日 本	400,361,273	20.14
コマーシャル・ペーパー	日 本	1,099,789,376	55.32
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	187,600,932	9.44
純資産総額		1,987,888,665	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

平成18年6月30日現在

国 / 地域	銘 柄	種 類	業種	口 数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単 価 (円)	金 額 (円)		
日 本	S - FUND (3ヶ月決算)・マザーファンド	親投資信託 受益証券	—	583,438,328	1.0126 1.0127	590,789,651 590,847,994	— —	99.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成18年6月30日現在

種 類 / 業 種 別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.95
合 計	99.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考 >

「S - FUND (3 ヶ月決算) ・マザーファンド」の投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成18年6月30日現在

国 / 地域	銘 柄	種 類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率 (%) 償還期限 (年 / 月 / 日)	投資 比率 (%)
					単 価 (円)	金 額 (円)		
日 本	ミツイスミトモギンリース	コマーシャル・ ペーパー	—	500,000	-	499,899,198 499,899,198	2006/7/25	25.15
日 本	HGMアセットファイナンス	コマーシャル・ ペーパー	—	400,000	-	399,932,252 399,932,252	2006/7/20	20.12
日 本	東京リース	コマーシャル・ ペーパー	—	200,000	-	199,957,926 199,957,926	2006/7/25	10.06
日 本	第2回モルガン・スタンレー・ディ ーン・ウィッター	社債券	—	100,000	100.11	100,113,726 100,113,726	0.750000 2006/9/6	5.04
日 本	第2回日産フィナンシャルサービ ス	社債券	—	100,000	100.10	100,102,135 100,102,135	0.730000 2006/9/29	5.04
日 本	第20回富士通	社債券	—	100,000	100.10	100,100,376 100,100,376	0.640000 2006/9/20	5.04
日 本	第141回しんきん債券	特殊債券	—	100,000	100.08	100,083,736 100,083,736	0.600000 2006/8/25	5.03
日 本	第38回日産自動車	社債券	—	100,000	100.04	100,045,036 100,045,036	1.030000 2006/7/17	5.03
日 本	い第624号興業債券	特殊債券	—	100,000	100.03	100,035,215 100,035,215	0.650000 2006/7/27	5.03
日 本	第43号商工債券 (3 年)	特殊債券	—	100,000	100.01	100,018,133 100,018,133	0.250000 2006/8/25	5.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

日立グループを中心とする売掛債権等を裏付けとした A B C P (資産担保コマーシャルペーパー) 。日立キャピタルによる流動性補完・信用補完を兼ね備えている。短期信用格付 a-1+ (R & I) を取得。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成18年6月30日現在

種 類 / 業 種 別	投資比率 (%)
特殊債券	15.10
社債券	20.14
コマーシャル・ペーパー	55.32
合 計	90.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成18年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成11年3月23日)	4,380,111,657 (分配付) 4,373,787,165 (分配落)	10,014 (分配付) 10,000 (分配落)
第2計算期間末日 (平成11年6月21日)	3,759,644,506 (分配付) 3,756,215,084 (分配落)	10,009 (分配付) 10,000 (分配落)
第3計算期間末日 (平成11年9月20日)	5,187,574,402 (分配付) 5,184,821,265 (分配落)	10,005 (分配付) 10,000 (分配落)
第4計算期間末日 (平成11年12月20日)	17,483,611,373 (分配付) 17,470,648,158 (分配落)	10,007 (分配付) 10,000 (分配落)
第5計算期間末日 (平成12年3月21日)	17,047,392,191 (分配付) 17,040,439,693 (分配落)	10,004 (分配付) 10,000 (分配落)
第6計算期間末日 (平成12年6月20日)	10,449,103,026 (分配付) 10,446,627,177 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第7計算期間末日 (平成12年9月20日)	8,936,107,173 (分配付) 8,934,222,053 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第8計算期間末日 (平成12年12月20日)	5,966,129,695 (分配付) 5,962,796,493 (分配落)	10,006 (分配付) 10,000 (分配落)
第9計算期間末日 (平成13年3月21日)	5,204,714,546 (分配付) 5,200,751,575 (分配落)	10,008 (分配付) 10,000 (分配落)
第10計算期間末日 (平成13年6月20日)	3,157,021,582 (分配付) 3,156,270,391 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第11計算期間末日 (平成13年9月20日)	4,018,896,061 (分配付) 4,018,245,106 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第12計算期間末日 (平成13年12月20日)	2,480,514,125 (分配付) 2,480,340,502 (分配落)	10,001 (分配付) 10,000 (分配落)
第13計算期間末日 (平成14年3月25日)	2,286,928,100 (分配付) 2,286,452,519 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第14計算期間末日 (平成14年6月20日)	1,434,547,335 (分配付) 1,434,158,679 (分配落)	10,003 (分配付) 10,000 (分配落)
第15計算期間末日 (平成14年9月24日)	1,844,871,308 (分配付) 1,844,305,107 (分配落)	10,003 (分配付) 10,000 (分配落)
第16計算期間末日 (平成14年12月24日)	1,905,634,257 (分配付) 1,905,237,968 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第17計算期間末日 (平成15年3月24日)	1,458,878,516 (分配付) 1,458,411,825 (分配落)	10,003 (分配付) 10,000 (分配落)
第18計算期間末日 (平成15年6月23日)	1,170,459,339 (分配付) 1,170,217,105 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第19計算期間末日 (平成15年9月24日)	2,000,909,855 (分配付) 2,000,487,753 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第20計算期間末日 (平成15年12月24日)	2,037,398,868 (分配付) 2,037,170,705 (分配落)	10,001 (分配付) 10,000 (分配落)
第21計算期間末日 (平成16年3月22日)	1,743,887,039 (分配付) 1,743,595,859 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第22計算期間末日 (平成16年6月21日)	1,639,231,001 (分配付) 1,638,899,944 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第23計算期間末日 (平成16年9月21日)	1,392,300,442 (分配付) 1,391,963,587 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第24計算期間末日 (平成16年12月20日)	1,403,671,612 (分配付) 1,403,529,856 (分配落)	10,001 (分配付) 10,000 (分配落)
第25計算期間末日 (平成17年3月22日)	1,349,979,089 (分配付) 1,349,710,497 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第26計算期間末日 (平成17年6月20日)	1,098,420,018 (分配付) 1,098,220,143 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第27計算期間末日 (平成17年9月20日)	862,271,995 (分配付) 861,713,605 (分配落)	10,006 (分配付) 10,000 (分配落)
第28計算期間末日 (平成17年12月20日)	839,694,458 (分配付) 839,567,684 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
第29計算期間末日 (平成18年3月22日)	666,440,143 (分配付) 666,183,663 (分配落)	10,004 (分配付) 10,000 (分配落)
第30計算期間末日 (平成18年6月20日)	635,808,104 (分配付) 635,701,307 (分配落)	10,002 (分配付) 10,000 (分配落)
平成17年 6月末日	948,619,175	10,000
7月末日	862,313,410	10,006
8月末日	862,196,714	10,006
9月末日	857,137,451	10,000
10月末日	850,927,786	10,000
11月末日	840,904,005	10,002
12月末日	681,034,647	10,001
平成18年 1月末日	673,501,951	10,003
2月末日	670,988,107	10,003

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
3月末日	639,428,343	10,000
4月末日	637,081,666	10,001
5月末日	636,932,396	10,002
6月末日	591,134,115	10,001

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	14円46銭
第2計算期間	9円13銭
第3計算期間	5円31銭
第4計算期間	7円42銭
第5計算期間	4円08銭
第6計算期間	2円37銭
第7計算期間	2円11銭
第8計算期間	5円59銭
第9計算期間	7円62銭
第10計算期間	2円38銭
第11計算期間	1円62銭
第12計算期間	0円70銭
第13計算期間	2円08銭
第14計算期間	2円71銭
第15計算期間	3円07銭
第16計算期間	2円08銭
第17計算期間	3円20銭
第18計算期間	2円07銭
第19計算期間	2円11銭
第20計算期間	1円12銭
第21計算期間	1円67銭
第22計算期間	2円02銭
第23計算期間	2円42銭
第24計算期間	1円01銭
第25計算期間	1円99銭
第26計算期間	1円82銭
第27計算期間	6円48銭
第28計算期間	1円51銭
第29計算期間	3円85銭
第30計算期間	1円68銭

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.14
第2計算期間	0.09
第3計算期間	0.05
第4計算期間	0.07
第5計算期間	0.04
第6計算期間	0.02
第7計算期間	0.02
第8計算期間	0.06
第9計算期間	0.08
第10計算期間	0.02
第11計算期間	0.02
第12計算期間	0.01
第13計算期間	0.02
第14計算期間	0.03
第15計算期間	0.03

	収益率 (%)
第16計算期間	0.02
第17計算期間	0.03
第18計算期間	0.02
第19計算期間	0.02
第20計算期間	0.01
第21計算期間	0.02
第22計算期間	0.02
第23計算期間	0.02
第24計算期間	0.01
第25計算期間	0.02
第26計算期間	0.02
第27計算期間	0.06
第28計算期間	0.02
第29計算期間	0.04
第30計算期間	0.02

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日（決算日）に限定されます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日（決算日）の基準価額
申込手数料	ありません。
申込方法	受益証券取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 また、分配金再投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。
申込受付時間	各計算期間終了日に限り、原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額 - 信託財産留保額（当該基準価額の0.5%） ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。

支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に解約代金が受益者に支払われることとなる解約の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。 平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

7【管理及び運営の概要】

（1）資産管理等の概要

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。証券取引所に上場されている株式の場合、原則として、証券取引所における計算日の最終相場で評価します。公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
受益証券の保管	・受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。 ・「分配金再投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなります。 ・保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。 ・保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。
信託期間	平成10年12月22日から平成20年12月20日まで
計算期間	原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11年3月23日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 （注）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「ファンドの償還等に関する開示方法」の手続きにしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。

異議申立て および反対 者の買取請 求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
-------------------------------	---

（２）受益者の権利等

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金 に対する請 求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。ただし、解約時に当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対 する請求権	受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から受益証券と引換えに受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は支払開始日以降その受益証券と引換えに支払います。
換金（解約） 請求権	受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「６ 手続等の概要（２）換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第2【財務ハイライト情報】

- 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋して記載しております。
- 当該財務諸表は、中央青山監査法人により監査を受けております。
なお、当該監査証明に係る監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に添付されております。

エス・ファンド
S - FUND (3ヶ月決算) C号

1【貸借対照表】

(単位:円)

区 分	注記 番号	前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		460,879	358,658
親投資信託受益証券		839,477,514	635,495,224
流動資産合計		839,938,393	635,853,882
資 産 合 計		839,938,393	635,853,882
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		126,774	106,797
未払解約金		199,627	—
未払受託者報酬		5,324	6,018
未払委託者報酬		27,927	31,540
その他未払費用		11,057	8,220
流動負債合計		370,709	152,575
負 債 合 計		370,709	152,575
純 資 産 の 部			
元本等			
元 本	1	839,567,530	635,701,137
剰余金			
期末剰余金		154	170
(うち分配準備積立金)		(7,230,200)	(6,074,173)
剰余金合計		154	170
元本等合計		—	635,701,307
純 資 産 合 計		839,567,684	635,701,307
負 債・純 資 産 合 計		839,938,393	635,853,882

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	注記 番号	前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		261,465	258,399
営業収益合計		261,465	258,399
営業費用			
受託者報酬		10,960	10,308
委託者報酬		57,408	54,087
その他費用		22,756	17,144
営業費用合計		91,124	81,539
営業利益		170,341	—
営業利益金額		—	176,860
経常利益		170,341	—
経常利益金額		—	176,860
当期純利益		170,341	—
当期純利益金額		—	176,860
一部解約に伴う当期純損失分配額		913	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	1,075
期首剰余金		1,016	154
剰余金増加額		513,048	185,358
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(513,048)	(185,358)
分配金	1	685,164	363,277
期末剰余金		154	170

3【注記表】

前期については「重要な会計方針」および「注記事項」を記載しております。
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における特定期間末日の最終相場で評価しております。 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同 左 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左 証券取引所に上場されている有価証券 同 左 証券取引所に上場されていない有価証券 同 左 時価が入手できなかった有価証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

前 期 [平成17年12月20日現在]		当 期 [平成18年 6月20日現在]	
1. 期首元本額	1,098,219,127円	1. 期首元本額	839,567,530円
期中追加設定元本額	1,694,389円	期中追加設定元本額	776,223円
期中解約元本額	260,345,986円	期中解約元本額	204,642,616円
—		2. 特定期間末日における受益権の総数	635,701,137口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)

1 . 分配金の計算過程

(平成17年6月21日から平成17年9月20日まで)

計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額 (668,661円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,089,321円) および分配準備積立金 (6,873,687円) より分配対象収益は9,631,669円 (1口当たり0.011177円 (1万口当たり111.77円)) であり、うち558,390円 (1口当たり0.000648円 (1万口当たり6.48円)) を分配金額としております。

(平成17年9月21日から平成17年12月20日まで)

計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額 (472,269円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,042,572円) および分配準備積立金 (6,884,705円) より分配対象収益は9,399,546円 (1口当たり0.011195円 (1万口当たり111.95円)) であり、うち126,774円 (1口当たり0.000151円 (1万口当たり1.51円)) を分配金額としております。

当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)

1 . 分配金の計算過程

		(自 平成17年12月21日 至 平成18年 3月22日)
費用控除後の配当等収益額	A	396,638円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	1,623,705円
分配準備積立金額	D	5,893,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,913,874円
当ファンドの期末残存口数	F	666,183,099口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	118円
10,000口当たり分配金額	H	3円85銭
収益分配金金額	I=F*H/10,000	256,480円

		(自 平成18年 3月23日 至 平成18年 6月20日)
費用控除後の配当等収益額	A	401,131円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	1,553,317円
分配準備積立金額	D	5,779,839円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,734,287円
当ファンドの期末残存口数	F	635,701,137口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	121円
10,000口当たり分配金額	H	1円68銭
収益分配金金額	I=F*H/10,000	106,797円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種 類	前 期 [平成17年12月20日現在]		当 期 [平成18年 6月20日現在]	
	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	839,477,514	165,870	635,495,224	251,035
合 計	839,477,514	165,870	635,495,224	251,035

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1 . 取引の状況に関する事項

前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2 . 取引の時価等に関する事項

前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0000円 (1万口当たり 10,000円)	1.0000円 (1万口当たり 10,000円)

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式への、または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。

記名式受益証券に係る名義書換手続きは委託会社（本店）にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぐものとします。

上記の手続きに関し、手数料はかかりません。

ただし、分配金再投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、分配金再投資コースの場合、受益証券はすべて保護預りとなります。

(5) 投資信託振替制度の移行について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

- (1) 「投資信託説明書（交付目論見書）」のほかに有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」が作成され、投資家の請求があるときは交付されます。

なお、「投資信託説明書（請求目論見書）」の内容は、E D I N E T¹や委託会社のホームページ²のほかインターネット、電子媒体等により閲覧することができます。また、電磁的方法等により提供されることがあります。詳しくは販売会社にご確認ください。

1 “E D I N E T（エディネット）”は「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。有価証券報告書等の開示書類を、行政サービスの一環として、投資家等に対してインターネットで公開しています。

<http://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>

2 <http://www.am.mufg.jp/>

- (2) 「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載される項目の一覧は次の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
[^{エス} ^{ファンド} - FUND (3 ヶ月決算) C 号]

運用の基本方針

約款第 21 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

S - FUND (3 ヶ月決算) ・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、S - FUND (3 ヶ月決算) ・マザーファンド受益証券、内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の実質的な平均デュレーション水準が 1 年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
エス ファンド
[S - FUND (3 ヶ月決算) C 号] 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 4,375,184,868 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 20 年 12 月 20 日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 4,375,184,868 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 30 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額)

第 12 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 10 条の規定によって発行される受益証券について、その取得申込者に対し、第 41 条に規定する各計算期間終了日（この信託の信託期間の終了日を除きます。以下本項において同じ。）を取得申込受付日として、10 万円以上 1 口単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、第 41 条に規定する各計算期間終了日を取得申込受付日として、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

第 1 項の場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益証券の価額は、1 口につき 1 円とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第 41 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益証券の種類）

第 13 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券の 7 種類とします。

前項に規定するもののほか、委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第 41 条に規定する毎計算期間終了日の翌日から 15 日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（運用の指図範囲等）

第 20 条 委託者は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするＳ－ＦＵＮＤ（３ヶ月決算）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権の行使、株主割当および社債権者割当により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 8 号ならびに第 9 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券を含みます。以下本項および第 5 項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価

総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取

引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの）ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下本条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 29 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全

部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第 32 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第 33 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

第 34 条 削除

（信託財産の表示および記載の省略）

第 35 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券売却等の指図）

第 36 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 37 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 38 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 41 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日まで、6 月 21 日から 9 月 20 日まで、9 月 21 日から 12 月 20 日まで、および 12 月 21 日から翌年 3 月 20 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 10 年 12 月 22 日から平成 11 年 3 月 23 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 43 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸

経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に第 2 項に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬率は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該日の属する月の前月(当該日が、当該日の属する月における最終営業日の翌日以降当該日の属する月の最終日までにあたる日である場合には、当該日の属する月とします。以下本項において同じ。)の最終 5 営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて以下に定める率とします。なお、当該信託報酬率は当該日の属する月の前月の最終営業日の翌日より当該日の属する月(当該日が、当該日の属する月における最終営業日の翌日以降当該日の属する月の最終日までにあたる日である場合には、当該日の属する月の翌月とします。以下本項において同じ。)の最終営業日まで適用するものとします。

当該平均値が	0.020%未満の場合	年 10,000 分の 1.5 以下
	0.030%未満の場合	年 10,000 分の 2 以下
	0.040%未満の場合	年 10,000 分の 2.5 以下
	0.050%未満の場合	年 10,000 分の 3 以下
	0.075%未満の場合	年 10,000 分の 5 以下
	0.10%未満の場合	年 10,000 分の 7.5 以下
	0.20%未満の場合	年 10,000 分の 12.5 以下
	0.30%未満の場合	年 10,000 分の 17.5 以下
	0.40%未満の場合	年 10,000 分の 20 以下
	0.50%未満の場合	年 10,000 分の 22.5 以下
	1.00%未満の場合	年 10,000 分の 25 以下
	2.00%未満の場合	年 10,000 分の 30 以下
	3.00%未満の場合	年 10,000 分の 35 以下
	3.50%未満の場合	年 10,000 分の 40 以下
	4.00%未満の場合	年 10,000 分の 45 以下
	4.50%未満の場合	年 10,000 分の 50 以下
	5.00%未満の場合	年 10,000 分の 55 以下
	5.50%未満の場合	年 10,000 分の 60 以下
	6.00%未満の場合	年 10,000 分の 65 以下
	6.50%未満の場合	年 10,000 分の 70 以下
	7.00%未満の場合	年 10,000 分の 75 以下
	7.50%未満の場合	年 10,000 分の 80 以下
	8.00%未満の場合	年 10,000 分の 85 以下
	8.50%未満の場合	年 10,000 分の 90 以下
	9.00%未満の場合	年 10,000 分の 95 以下
	9.50%未満の場合	年 10,000 分の 100 以下
	9.50%以上の場合	年 10,000 分の 105 以下

第 1 項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 45 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金(第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 47 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益

者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第 49 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印影を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金受領証に、第 3 項の場合には償還金受領証に、第 4 項の場合には委託者の定める手続により、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 48 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 49 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、次の通りとします。

1. 一部解約の実行の請求を受け付けた日が、第 41 条に規定する各計算期間終了日の場合には、当該一部解約請求受付日の基準価額とします。
2. 一部解約の実行の請求を受け付けた日が、前号に規定する日以外の場合には、当該一部解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.5% の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第 50 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第 52 条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第 57 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第 1 条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 3 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合

または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき、当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なお、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 10 年 12 月 22 日

委 託 者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
三菱ＵＦＪ投信株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成 18 年 8 月 22 日現在の約款の内容)
(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7 条 (略) 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 10 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関 (社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) 及び当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行</u>	(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7 条 (同左) 委託者は、<u>受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> (受益証券の発行) 第 10 条 <u>委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u>

わないものとしします。

— 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

— 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録しよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとしします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、第41条に規定する各計算期間終了日（略）を取得申込受付日として、10万円以上1口単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、第41条に規定する各計算期間終了日を取得申込受付日として、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

— 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
— 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定によって発行される受益証券について、その取得申込者に対し、第41条に規定する各計算期間終了日（同左）を取得申込受付日として、10万円以上1口単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、第41条に規定する各計算期間終了日を取得申込受付日として、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

<新設>

項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

— 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(略)

— 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

— 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第13条(削除)

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

— 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

— 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条(削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第17条(削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条(削除)

— 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(同左)

— 第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益証券の価額は、1口につき1円とします。

— 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第13条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券の7種類とします。

— 前項に規定するもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

— 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

— 前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間終了日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益

(受益証券の再交付の費用) 第 19 条 (削除) (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(略)については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金(略)については第 47 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。 なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得の申込みにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、第 49 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口	者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。 (受益証券の再交付の費用) 第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(同左)については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日の前営業日までに、一部解約金(同左)については第 47 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。 (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第 49 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
--	--

座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

(略)

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<削除>

<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(略)

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

(略)

(前略)ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(略)

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

(同左)

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

— 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印影を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金受領証に、第3項の場合には償還金受領証に、第4項の場合には委託者の定める手続により、記名し届出印を押捺するものとします。

— 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第49条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

(同左)

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

(同左)

(同左)ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(同左)

<新設>

または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(附則)

第 1 条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

(添付信託約款附則第 3 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)

第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

(反対者の買取請求権)

第 56 条 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(附則)

第 1 条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第 3 条 (添付信託約款附則第 3 条をご参照ください。)

証券投資信託
[S - FUND (3 ヶ月決算) ・ マザーファンド]

運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目的として安定運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として内外の公社債および短期金融資産へ投資し、安定した収益の確保を図ります。

外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替変動リスクの低減に努めることを基本とします。

ファンド全体の平均デュレーション水準が 1 年程度以下となるよう運用を行うことを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。ただし、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したもの等に限ります。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

3. 収益分配方針

信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

証券投資信託
[S - FUND (3 ヶ月決算) ・ マザーファンド] 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三菱UFJ 投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 4,375,184,868 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 39 条第 1 項および第 2 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項または第 45 条第 2 項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 6 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三菱UFJ 投信株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 4,375,184,868 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た額。）から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 22 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(運用の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権の行使、株主割当および社債権者割当により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券および第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号ならびに第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号か

ら第4号までに掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第 24 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第 25 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

第 26 条 削除

（信託財産の表示および記載の省略）

第 27 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券売却等の指図）

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 30 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 21 日から翌年 12 月 20 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 10 年 12 月 22 日から平成 11 年 12 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 35 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 36 条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 37 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第 38 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

（信託契約の解約）

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。
(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第50条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年12月22日

委託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

あ行

委託会社	ファンドの発行者であり、受託会社と締結した信託契約に基づいて、運用指図およびファンドの運営・管理を行います。
運用報告書	委託会社が作成し、受益者に運用実績、運用状況、運用方針等を受益者にお知らせする書面です。原則として、ファンドの計算期間毎に作成し、販売会社を通じて各受益者へお渡しします。

か行

買取り	ファンドの換金方法の一つで、受益証券を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。
解約（一部解約）	ファンドの換金方法の一つで、信託契約の一部を解約することにより換金する方法をいいます。
解約価額	解約による換金に際して用いられるファンドの価額をいいます。解約請求受付日（一部のファンドでは、解約請求受付日の翌営業日）の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額となります。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。
換金（解約）手数料	ファンドによっては、換金（解約）の際に手数料をいただくしくみとしている場合があります。この手数料を換金（解約）手数料といい、この手数料は販売会社に支払われます。
換金乗換優遇措置	追加型投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が定める日以降に換金されたその追加型投資信託の換金代金をもって、販売会社が定める期間以内にその支払いを行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数料が無手数料または割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の適用の有無、内容等は異なる場合があります。
基準価額 (信託財産の純資産総額) (受益権総口数)	ファンドの1口当たりの評価額をいい、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。 基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ファンドによっては、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。 「信託財産の純資産総額」とは、資産総額（株式や公社債等の組入資産を原則として時価評価したもの）からファンドの負債総額（運用経費等）を差し引いた金額です。 「受益権総口数」とは、計算日におけるファンドの総口数です。
クローズド期間	ファンドによっては、原則として換金（解約）できない一定期間を設けることがあり、この期間をクローズド期間といいます。
計算期間	ファンドの損益を計算するうえでの単位期間をいい、ファンド毎に定められます。原則として1年または6ヵ月とすることが一般的です。 各計算期間の末日が決算日であり、決算日にその計算期間の収益を計算し、収益分配方針にそって収益分配額が決定されます。また、通常、決算日を基準として、運用報告書の作成を行うなど、運用状況の報告が行われます。
個別元本	受益者毎のファンド取得時の単価をいいます（申込手数料（税込）は含まれません）。なお、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。

さ行

時価による評価	ファンドの組入資産に関する基本的な評価方法で、株式や債券などの各市場における値段（終値）をもって、その証券を評価することをいいます。
受益者	ファンドを取得した保有者のことです。受益者は、保有する口数に応じて、収益分配金や償還金に対する請求権、換金（解約）請求権等の権利を有しています。
受益証券（受益権）	ファンドを保有する受益者としての権利が受益権であり、その受益権を券面の形で表示したものが受益証券です。 受益証券は、原則として無記名式の有価証券です。 受益証券は、一般的には販売会社において保管（保護預り）されます。
受託会社	委託会社と締結した信託契約に基づいて、ファンドの信託財産の保管・管理を行う信託銀行を受託会社といいます。
償還	信託期間が終了することを償還といい、信託期間の末日を償還日といいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった場合など、期日を繰り上げて償還することがあります。 償還の際、信託財産は清算され、その償還金は原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目以降に販売会社において受益者に支払われます。
償還価額	償還日におけるファンドの価額をいいます。償還価額をもとに、各受益者へお支払いする償還金が計算されます。
償還乗換優遇措置	取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で特定のファンドを取得する場合に、申込手数料が無手数料または割引手数料となることをいいます。販売会社により優遇措置の適用の有無、内容等は異なる場合があります。

償却原価法による評価	ファンドの組入資産のうち残存期間 1 年以内の公社債等について取り得る評価方法で、取得価額と償還価額の差額を日割計算することにより、その証券を評価することをいいます。
信託期間	ファンド毎に定められたファンドの存続期間をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、所定の手続きにより、信託期間を変更することができます。
信託金限度額	ファンド毎に定められたファンド規模の上限額をいいます。委託会社は受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。
信託財産	ファンドとして運用される資産のことをいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	ファンドを換金する際に受益者が負担し、信託財産に留保される金額で、ファンド毎に定められています。なお、信託財産留保額のないファンドもあります。換金による資産減少にファンドが対応するためのコストを事前にご負担いただくことで、換金した受益者と保有を継続する受益者とのコスト面の公平性を確保する趣旨のものです。ファンドの取得時にご負担いただくファンドもあります。
信託報酬	ファンドの運営・管理にかかる費用であり、信託約款に規定された料率により日々計算され、信託財産中からご負担いただきます。信託報酬は、ファンド運営上の役割に応じて委託会社・受託会社・販売会社に支払われます。
信託約款	ファンド毎に、信託約款において、運営・管理上の基本となる運用方針や仕組み等が定められています。信託約款は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、その内容については、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、この信託約款に基づいて信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。
スイッチング	複数ファンドで構成されるファンド（グループ）において、あるファンドを換金すると同時にグループ内の他のファンドへの取得申込みを行うことをいいます。スイッチングの際の取得申込みは、無手数料や割引手数料となる場合があります。

た行

投資信託説明書（交付目論見書）	募集中のファンドについて、投資家の投資判断に最低限必要と考えられる情報（お申込みに際して必要な申込要領、運用方針、費用等）が記載された文書のことをいいます。証券取引法に基づき作成される目論見書であり、原則として投資家に交付されます。
投資信託説明書（請求目論見書）	ファンドの沿革・財務諸表等の詳細情報が記載された文書のことをいいます。証券取引法に基づき作成される目論見書であり、投資家の請求がある場合に交付されます。
特別分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分があります。「特別分配金」は、受益者毎の個別元本に応じて計算され、元本の一部払戻しの性格をもつため非課税扱いとなります。

は行

販売会社	ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行・生保・損保等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、換金（解約）の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。
ファミリーファンド方式 （ベビーファンド） （マザーファンド）	複数のファンドの資金をまとめて効率的に運用するためのしくみをいいます。投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、複数のベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といい、全体のしくみを「ファミリーファンド方式」といいます。この場合、実質的な運用はマザーファンドにおいて行われ、その運用成果がベビーファンドを通じて受益者の損益に反映されます。
普通分配金	追加型株式投資信託の収益分配金には、「普通分配金」と「特別分配金」との区分があります。「普通分配金」は、収益分配金から特別分配金を差し引いた額をいい、運用収益の分配として課税扱いとなります。
分配金再投資（累積投資） （分配金受取りコース） （分配金再投資コース）	ファンドが収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一のファンドに速やかに再投資するしくみをいいます。収益分配金を再投資するか（分配金再投資コース）、収益分配金を受け取ることにするか（分配金受取りコース）については、投資家がファンドの取得申込時に選択します。ただし、分配金再投資専用としているファンドや、分配金再投資の取扱いを行わないこととしているファンドもあります。分配金再投資とする場合は、投資家と販売会社とで分配金再投資に関する取決めを行います。
ベンチマーク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標をいいます。ベンチマークが定められている場合は、目論見書に記載されます。
保護預り	販売会社等が保護預り契約に基づいて受益者の受益証券を預かり、保管することをいいます。

ま行

申込手数料	ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料です。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。
-------	--

エス ファ ンド

S-FUND (3ヶ月決算) C号

(愛称：マネーシャトルC号)

投資信託説明書（請求目論見書）2006.8



MUFG

三菱UFJ投信

※ 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 当ファンドの受益証券の価額は、債券等の有価証券市場の相場変動、先物取引市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。

目 次

第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	申込単位、申込価額、申込手数料 など
2 換金（解約）手続等	解約単位、解約価額 など
第 3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	資産の評価、保管、信託期間、計算期間 など
2 受益者の権利等	受益者の権利 など
第 4 ファンドの経理状況	ファンドの財務諸表、現況 など 7
第 5 設定及び解約の実績	16

エス・ファンド
S - FUND（3ヶ月決算）C号の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその効力が生じております。

発行者名	三菱UFJ投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 宮崎晃一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません

- 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 証券会社以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

第1【ファンドの沿革】

平成10年12月22日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成13年4月1日	委託会社を東海投信投資顧問株式会社からパートナーズ投信株式会社(平成13年4月2日にユーエフジェイパートナーズ投信株式会社に社名変更)に変更
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、取得申込受付日はファンドの各計算期間終了日（決算日）に限定されます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日（決算日）の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	受益証券取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコースと分配金再投資コースがあり、分配金再投資コースを選択する場合には、受益証券取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 また、分配金再投資コースを選択する場合、取得する受益証券はすべて保護預りとなります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。
申込受付時間	各計算期間終了日に限り、原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎたの申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、そ

	の場合、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
--	---

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額 - 信託財産留保額（当該基準価額の0.5%） ただし、決算日を解約請求受付日とする解約の場合には信託財産留保額のご負担はありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、平成19年1月4日以降に解約代金が受益者に支払われることとなる解約の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な

	受益証券をもって行うものとします。 平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引続き保有された場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。
--	---

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。証券取引所に上場されている株式の場合、原則として、証券取引所における計算日の最終相場で評価します。公社債等の場合、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)、証券会社・銀行等の提示する価額または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	・受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。 ・「分配金再投資コース」をお申込みの場合の受益証券は、すべて保護預りとなります。 ・保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。 ・保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。 (注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。
---------	--

(3)【信託期間】

信託期間	平成10年12月22日から平成20年12月20日まで
------	----------------------------

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日まで、および12月21日から翌年3月20日まで
------	--

	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月22日から平成11年3月23日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
--	---

（５）【その他】

a ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
b 信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続き（下記 c および d）にしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 （注）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「c ファンドの償還等に関する開示方法」の手続きにしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
c ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
d 異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます（ただし、ファンドの償還に際し、内閣府令で定める場合を除きます。）。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
e 関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
f 運用報告書の作成	委託会社は、2計算期間毎（毎年6月および12月）および償還時に運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。

g 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
h 受託会社の辞任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記 b の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
i 信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。ただし、解約時に当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース（累積投資コース）」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から受益証券と引換えに受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は支払開始日以降その受益証券と引換えに支払います。

換金（解約） 請求権	受益者は、自己の有する受益証券につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）
---------------	--

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、前特定期間（平成17年6月21日から平成17年12月20日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当特定期間（平成17年12月21日から平成18年6月20日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成17年6月21日から平成17年12月20日まで）および当特定期間（平成17年12月21日から平成18年6月20日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年1月10日

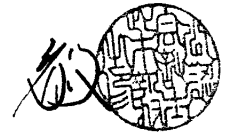
三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている^{エス}S-^フFUND（3ヶ月決算）C号の平成17年6月21日から平成17年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、^{エス}S-^フFUND（3ヶ月決算）C号の平成17年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社（旧社名 ユーエフジェイパートナーズ投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年7月11日

三菱UFJ投信株式会社

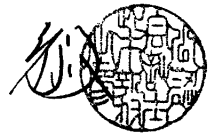
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

※



指定社員 公認会計士
業務執行社員

大畑



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている^{エス}－^{ファンド}ＦＵＮＤ（3ヶ月決算）Ｃ号の平成17年12月21日から平成18年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、^{エス}－^{ファンド}ＦＵＮＤ（3ヶ月決算）Ｃ号の平成18年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

エス・ファンド
S - FUND (3ヶ月決算) C号

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

区 分	注記 番号	前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		460,879	358,658
親投資信託受益証券		839,477,514	635,495,224
流動資産合計		839,938,393	635,853,882
資 産 合 計		839,938,393	635,853,882
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		126,774	106,797
未払解約金		199,627	—
未払受託者報酬		5,324	6,018
未払委託者報酬		27,927	31,540
その他未払費用		11,057	8,220
流動負債合計		370,709	152,575
負 債 合 計		370,709	152,575
純 資 産 の 部			
元本等			
元 本	1	839,567,530	635,701,137
剰余金			
期末剰余金		154	170
(うち分配準備積立金)		(7,230,200)	(6,074,173)
剰余金合計		154	170
元本等合計		—	635,701,307
純 資 産 合 計		839,567,684	635,701,307
負 債・純 資 産 合 計		839,938,393	635,853,882

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

区 分	注記 番号	前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		261,465	258,399
営業収益合計		261,465	258,399
営業費用			
受託者報酬		10,960	10,308
委託者報酬		57,408	54,087
その他費用		22,756	17,144
営業費用合計		91,124	81,539
営業利益		170,341	—
営業利益金額		—	176,860
経常利益		170,341	—
経常利益金額		—	176,860
当期純利益		170,341	—
当期純利益金額		—	176,860
一部解約に伴う当期純損失分配額		913	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	1,075
期首剰余金		1,016	154
剰余金増加額		513,048	185,358
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(513,048)	(185,358)
分配金	1	685,164	363,277
期末剰余金		154	170

(3) 【注記表】

前期については「重要な会計方針」および「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における特定期間末日の最終相場で評価しております。 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および証券会社、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同 左 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左 証券取引所に上場されている有価証券 同 左 証券取引所に上場されていない有価証券 同 左 時価が入手できなかった有価証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
1 . 期首元本額 1,098,219,127円 期中追加設定元本額 1,694,389円 期中解約元本額 260,345,986円 —	1 . 期首元本額 839,567,530円 期中追加設定元本額 776,223円 期中解約元本額 204,642,616円 2 . 特定期間末日における受益権の総数 635,701,137口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)

1 . 分配金の計算過程 (平成17年6月21日から平成17年9月20日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額 (668,661円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,089,321円) および分配準備積立金 (6,873,687円) より分配対象収益は9,631,669円 (1口当たり0.011177円 (1万口当たり111.77円)) であり、うち558,390円 (1口当たり0.000648円 (1万口当たり6.48円)) を分配金額としております。 (平成17年9月21日から平成17年12月20日まで) 計算期間末における一部解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額 (472,269円)、一部解約に伴う当期純損失分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,042,572円) および分配準備積立金 (6,884,705円) より分配対象収益は9,399,546円 (1口当たり0.011195円 (1万口当たり111.95円)) であり、うち126,774円 (1口当たり0.000151円 (1万口当たり1.51円)) を分配金額としております。

当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)

1 . 分配金の計算過程

		(自 平成17年12月21日 至 平成18年 3月22日)
費用控除後の配当等収益額	A	396,638円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有 価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	1,623,705円
分配準備積立金額	D	5,893,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,913,874円
当ファンドの期末残存口数	F	666,183,099口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	118円
10,000口当たり分配金額	H	3円85銭
収益分配金額	I=F*H/10,000	256,480円

		(自 平成18年 3月23日 至 平成18年 6月20日)
費用控除後の配当等収益額	A	401,131円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-
収益調整金額	C	1,553,317円
分配準備積立金額	D	5,779,839円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,734,287円
当ファンドの期末残存口数	F	635,701,137口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	121円
10,000口当たり分配金額	H	1円68銭
収益分配金金額	I=F*H/10,000	106,797円

(有価証券関係に関する注記)
 売買目的有価証券

(単位 : 円)

種 類	前 期 [平成17年12月20日現在]		当 期 [平成18年 6月20日現在]	
	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	839,477,514	165,870	635,495,224	251,035
合 計	839,477,514	165,870	635,495,224	251,035

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

前 期 (自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	当 期 (自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前 期 [平成17年12月20日現在]	当 期 [平成18年 6月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0000円 (1万口当たり 10,000円)	1.0000円 (1万口当たり 10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	口 数 (口)	評価額	備 考
親投資信託受益証券	S - FUND (3ヶ月決算) ・マザーファンド	627,587,620	635,495,224	
合 計		627,587,620	635,495,224	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「S - FUND（3ヶ月決算）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「S - FUND（3ヶ月決算）・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	[平成17年12月20日現在]	[平成18年 6月20日現在]
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		125,536,865	233,487,655
特殊債券		310,658,002	300,168,234
社債券		401,652,098	400,427,763
コマーシャル・ペーパー		1,882,936,804	1,099,925,144
未収利息		1,325,481	1,322,679
前払費用		356,601	176,410
流動資産合計		2,722,465,851	2,035,507,885
資 産 合 計		2,722,465,851	2,035,507,885
負 債 の 部			
流動負債			
流動負債合計		—	—
負 債 合 計		—	—
純 資 産 の 部			
元本等			
元 本	1	2,689,672,778	2,010,084,555
剰余金			
期末剰余金		32,793,073	25,423,330
剰余金合計		32,793,073	25,423,330
元本等合計		—	2,035,507,885
純 資 産 合 計		2,722,465,851	2,035,507,885
負 債・純 資 産 合 計		2,722,465,851	2,035,507,885

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月21日から翌年12月20日までであります。

(2) 注記表

平成17年6月21日から平成17年12月20日までは「重要な会計方針」および「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	(自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
有価証券の評価基準及び 評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、および証券会社、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同 左 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 同 左 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

[平成17年12月20日現在]	
1. 期 首	平成17年6月21日
期首元本額	3,210,661,859円
期首より平成17年12月20日までの追加設定元本額	613,201円
期首より平成17年12月20日までの解約元本額	521,602,282円
平成17年12月20日現在の元本の内訳	
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) A 号	654,718,514円
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) B 号	1,205,594,933円
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) C 号	829,359,331円
(合 計)	2,689,672,778円
—	

[平成18年 6月20日現在]	
1. 期 首	平成17年12月21日
期首元本額	2,689,672,778円
期首より平成18年6月20日までの追加設定元本額	374,535円
期首より平成18年6月20日までの解約元本額	679,962,758円
平成18年6月20日現在の元本の内訳	
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) A 号	562,366,720円
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) B 号	820,130,215円
エス ファンド S - F U N D (3 ヶ月決算) C 号	627,587,620円
(合 計)	2,010,084,555円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,010,084,555口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	[平成17年12月20日現在]		[平成18年 6月20日現在]	
	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
特殊債券	310,658,002	544,498	300,168,234	440,539
社債券	401,652,098	911,902	400,427,763	1,067,751
コマーシャル・ペーパー	1,882,936,804	61,601	1,099,925,144	—
合 計	2,595,246,904	1,394,799	1,800,521,141	1,508,290

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

(自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月20日)	(自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2. 取引の時価等に関する事項

[平成17年12月20日現在]	[平成18年 6月20日現在]
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成17年12月20日現在]	[平成18年 6月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0122円 (1万口当たり 10,122円)	1.0126円 (1万口当たり 10,126円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
特殊債券	い第 6 2 4 号興業債券	100,000,000	100,048,245	
	第 1 4 1 回しんきん債券	100,000,000	100,098,646	
	第 4 3 号商工債券 (3 年)	100,000,000	100,021,343	
	特殊債券 小計	300,000,000	300,168,234	
社債券	第 2 回モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター	100,000,000	100,130,436	
	第 2 0 回富士通	100,000,000	100,112,616	
	第 3 8 回日産自動車	100,000,000	100,071,366	
	第 2 回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,113,345	
	社債券 小計	400,000,000	400,427,763	
コマーシャル・ペーパー	東京リース	200,000,000	199,997,037	
	ミツイスミトモギンリース	500,000,000	499,995,855	
	H G M アセットファイナンス	400,000,000	399,932,252	
	コマーシャル・ペーパー 小計	1,100,000,000	1,099,925,144	
合 計		—	1,800,521,141	

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成18年6月30日現在
(単位:円)

資 産 総 額	591,143,535
負 債 総 額	9,420
純資産総額(-)	591,134,115
発 行 済 口 数	591,080,607 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0001 (1万口当たり 10,001)

<参考>

「S - FUND(3ヶ月決算)・マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成18年6月30日現在
(単位:円)

資 産 総 額	1,987,888,665
負 債 総 額	-
純資産総額(-)	1,987,888,665
発 行 済 口 数	1,962,971,541 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0127 (1万口当たり 10,127)

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,375,184,868	1,400,000	4,373,784,868
第2計算期間	1,575,478,176	2,193,050,073	3,756,212,971
第3計算期間	2,470,915,187	1,042,311,016	5,184,817,142
第4計算期間	13,622,910,675	1,337,087,417	17,470,640,400
第5計算期間	6,805,799,157	7,236,001,433	17,040,438,124
第6計算期間	2,388,336,317	8,982,150,214	10,446,624,227
第7計算期間	876,128,000	2,388,532,288	8,934,219,939
第8計算期間	28,848,220	3,000,273,579	5,962,794,580
第9計算期間	615,710,127	1,377,755,097	5,200,749,610
第10計算期間	201,392,099	2,245,873,271	3,156,268,438
第11計算期間	1,024,841,912	162,868,297	4,018,242,053
第12計算期間	92,606,857	1,630,510,750	2,480,338,160
第13計算期間	28,435,878	222,322,383	2,286,451,655
第14計算期間	129,512,430	981,806,513	1,434,157,572
第15計算期間	579,687,345	169,540,011	1,844,304,906
第16計算期間	295,601,509	234,668,622	1,905,237,793
第17計算期間	207,213,675	654,039,842	1,458,411,626
第18計算期間	21,298,072	309,493,510	1,170,216,188
第19計算期間	878,290,566	48,019,828	2,000,486,926
第20計算期間	364,285,653	327,602,206	2,037,170,373
第21計算期間	64,343,137	357,919,225	1,743,594,285
第22計算期間	48,829,973	153,525,075	1,638,899,183
第23計算期間	343,690	247,279,775	1,391,963,098
第24計算期間	101,469,492	89,903,600	1,403,528,990
第25計算期間	117,181	53,936,899	1,349,709,272
第26計算期間	186,313	251,676,458	1,098,219,127
第27計算期間	842,714	237,348,813	861,713,028
第28計算期間	851,675	22,997,173	839,567,530
第29計算期間	351,521	173,735,952	666,183,099
第30計算期間	424,702	30,906,664	635,701,137

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

